

留萌市浜中運動公園野球場ネーミングライツスポンサー企業募集要項

1 事業の概要

- (1) 事業の名称 留萌市浜中運動公園野球場ネーミングライツ事業
- (2) 実施主体 留萌市
- (3) 事業の目的

ア スポンサー企業との共同で、施設の魅力の向上に努める。

イ 安定的な財源を確保し、施設の良好な運営に努める。

- (4) ネーミングライツの考え方（「留萌市ネーミングライツ導入に係る基本方針」参照）

留萌市は、法人その他の団体（スポンサー企業）に、浜中運動公園野球場への愛称（企業名又は商品・ブランド名等）をつける権利を付与します。スポンサー企業は、留萌市にその対価を支払うほか、留萌市と共同で浜中運動公園野球場の振興及び施設の魅力向上につながる取り組みを行います。

ネーミングライツは、愛称を付与するものであり、留萌市都市公園設置条例（昭和40年留萌市条例第63号）に規定する正式名称「留萌市浜中運動公園野球場」を変更するものではありません。

- (5) 対象施設

施設名称	留萌市浜中運動公園野球場（条例上の正式名称）
施設所在地	留萌市浜中町
施設概要	野球場面積 21,800㎡ 内野スタンド収容人数 1,200人
その他	利用者数 令和4年度 3,226人 令和5年度 3,088人 令和6年度 2,881人

2 実施要綱

- (1) 愛称付与条件

- ・ 市民にとって、親しみやすく、わかりやすく、呼びやすいものであること
- ・ 留萌市以外の地域を連想させる表現を含めないこと

※ 利用者等の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記する等の措置を講じる場合があります。

- (2) 使用を禁止する愛称

ア 留萌市広告掲載要綱第3条及び別表の規定に該当するもの

イ その他、愛称として使用するには不相当と市が認めるもの

- (3) 愛称の変更の禁止

市民等の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできません。

- (4) 希望契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間（3年）

※ 契約期間終了後の継続契約については、今回契約したスポンサー企業に優先交渉権を付与します。

- (5) 希望価格

当市では、当該施設におけるネーミングライツ料は、年額35万円以上（税抜）を希望いたします。

- (6) 愛称の付与及び附帯する諸権利（スポンサー企業のメリット）

- ・ 施設正面入口に愛称を表示できます。
- ・ 施設愛称名と施設写真をスポンサー企業の広報及び広告、販売促進で使用できます。
- ・ 施設案内パンフレットなど本市で作成する広報印刷物やホームページに施設愛称名を

- 積極的に利用するものとします。
- ・ その他、契約締結時に協議により決定します。

(7) 費用負担

区分	留萌市	スポンサー企業
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更（施設看板等） ※1		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
市の印刷物及び市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関との協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否についても協議します。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上実施します。

(8) 申込資格

本市のスポンサー企業としてふさわしい資力及び信用を備えた法人、若しくはそれに類する団体であり、留萌市広告掲載要綱第3条第1項（別表第13号）に該当しない者。

3 申込方法

(1) 申込期間

令和8年2月6日から令和8年3月9日（土・日・祝日を除く。）
各日午前8時50分から午後5時20分まで

(2) 申込先

留萌市都市環境部都市整備課管理係（市役所分庁舎2階）
直接持参いただくか、郵送（申込期間最終日までの消印をもって有効）にて申し込んでください。

(3) 申込書類

- ア 留萌市ネーミングライツスポンサー企業申込書（様式1）
- イ 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）
- ウ 会社概要（パンフレット等任意様式）
- エ 決算報告書（直近3カ年）
- オ 納税証明書（直近1年分 本市の固定資産税、法人市民税及び市民税（特別徴収分）で令和8年1月5日以降発行のもの）
- カ 誓約書（様式2）
- キ 申告書（様式3 該当があれば提出願います）
- ※ 申込書類は、正本1部及び副本（写し）のPDFデータ（CD-RまたはDVD-R）を提出してください。

4 スポンサー企業の決定

(1) 審査方法

審査委員会を設置し、申込者について審査を行います。
なお、申し込みが1団体の場合でも、審査を行います。

(2) 審査基準

留萌市ネーミングライツ導入に係る基本方針に従って、申込者の経営の安定性、愛称、提案内容及びネーミングライツ料等について総合的に審査し、優先交渉権者を選定いたします。

(3) スポンサー企業の決定

優先交渉権者になった申込者と契約に係る必要事項について協議を行い、協議が整った場合にスポンサー企業として決定いたします。協議が整わなかった場合、次順位者に交渉権が移ります。

(4) 契約の締結・公表

スポンサー企業となった事業者について、留萌市ホームページ等を通じて公表します。

5 注意事項

- (1) 申し込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）。
- (2) 申し込み後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 申込書類の返却は致しません。
- (4) 申し込みに係る経費は、全て申込者の負担といたします。
- (5) 申込書類に虚偽の記載があった場合は失格といたします。
- (6) 大会規定等により、愛称の表示が制限される場合が生じたときは、大会規定等に従うものとします。

問い合わせ先 〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市都市環境部都市整備課管理係 担当：祐川
電話 0164-42-2010 F A X 0164-42-7865
Mail toshiseibi@e-rumoi.jp

様式 1

留萌市ネーミングライツスポンサー企業申込書

令和 年 月 日

留萌市長 様

所在地
名称
代表者職・氏名

印

留萌市浜中運動公園野球場ネーミングライツスポンサー企業募集要項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

対象施設	留萌市浜中運動公園野球場
希望契約金額	年額 円（税抜）
希望契約期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
希望する愛称	
上記愛称とした理由 (申込理由も併せて記載)	
施設の魅力向上や地域 貢献等につながる提案	

添付書類

- ① 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本） ② 会社概要
③ 決算報告書（直近3カ年） ④ 納税証明書（直近1年分）
⑤ 誓約書（様式2） ⑥ 申告書（様式3 該当があれば提出）

【担当者連絡先】

部署名

氏名

電話：

FAX：

Mail：

誓 約 書

令和 年 月 日

留 萌 市 長 様

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

⑨

留萌市ネーミングライツスポンサー企業への応募にあたり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記4につき貴市が必要と判断する場合は、貴市が警察機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 ネーミングライツスポンサー企業の申込資格要件をすべて満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 留萌市税又は本社所在市区町村税、消費税及び地方消費税の未納はありません。
- 4 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。
- 6 事業実施にあたり、貴市及び指定管理者制度を導入している施設にあつては指定管理者と協力します。

申 告 書

令和 年 月 日

留 萌 市 長 様

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

㊞

留萌市ネーミングライツスポンサー企業への応募にあたり、下記のとおり申告します。

記

・行政機関から行政指導があった履歴について

・当該行政指導に対する対応状況について

※ページが不足する場合には、任意様式で追加下さい。